函館市エイズ対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。) の感染予防およびまん延防止について,関係機関・団体と連携を図り ながら総合的に推進するため函館市エイズ対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の任務)

- 第2条 協議会は,次の事項について協議するものとする。
 - (1) エイズに関する正しい知識の普及啓発に関すること。
 - (2) エイズの相談,指導および検査体制に関すること。
 - (3) エイズの医療に関すること。
 - (4) その他のエイズ対策の推進に必要な事項。

(構成)

- 第3条 協議会は委員7名以内をもって構成する。
- 2 委員は次に掲げる者で構成し,市長が指定する。
 - (1) 医療関係者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 関係諸団体を代表する者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長1名を置き,委員の互選により選出

する。

- 2 会長は協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代 行する。

(会議)

- 第6条 協議会は必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に諮って、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は,市立函館保健所保健予防課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は,平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は,平成21年4月1日から施行する。